

序章 はじめに

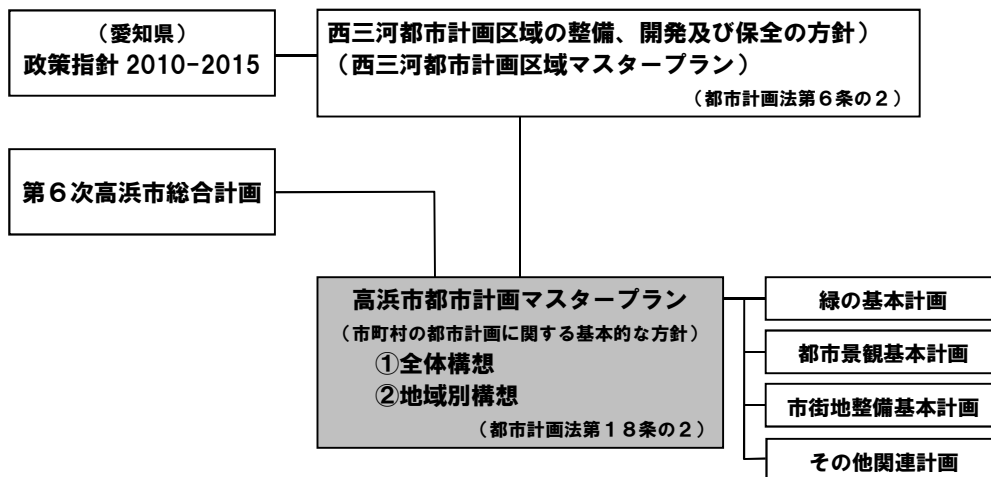
序一 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるため、総合計画等の上位計画を踏まえて、高浜市（以下「本市」と呼ぶ）全域及び地域の将来ビジョンや都市・地域づくりの方針及びその方策を定めることにより、本市の都市計画に関する指針としての役割を果たすものです。

序二 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

都市計画マスタープランは、本市の都市計画の総合的なマスタープランとして位置づけられます。また、法体系上の位置づけは、下図に示すように都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、高浜市総合計画による市の基本構想に即して定めるものです。

図 都市計画マスタープランの位置づけ



序三 計画区域及び計画期間

今回修正する都市計画マスタープランの計画区域は、本市の都市計画域全域（行政区）とします。また、目標年次は第6次高浜市総合計画との整合性を図り、平成33年（2021）とし、計画期間を平成23～33年の11年とします。

